

# 令和3年3月定例会 教育長報告

行 事 表	
2月15日(月)	第2回事務共同実施推進協議会(第四小学校)
2月22日(月)	能代市議会3月定例会(～3/18)
2月26日(金)	教育委員会臨時会(庁議室)
3月12日(金)	豊島区との教育連携協定調印式(リモート 庁議室)
3月14日(日)	中学校卒業式(能代南中学校)
3月15日(月)	奨学選考委員会(新庁舎 会議室8)
3月16日(火)	小学校卒業式(二ツ井小学校)
3月21日(日)	市制施行記念能代市表彰式(本庁 大会議室)
3月25日(木)	教育委員会定例会(新庁舎 会議室9・10)
3月31日(水)	退職者辞令交付式
4月 1日(木)	教育委員会職員辞令交付式
4月 8日(木)	令和3年度 能代市校長会総会(淳城南小学校) 令和3年度 能代山本教育研究会総会(能代山本広域交流センター)
4月14日(水)	令和3年度 能代市教頭会総会(新庁舎 会議室6)
4月15日(木)	令和3年度 能代市山本郡教頭会総会(中央公民館)
4月22日(木)	教育委員会定例会(庁議室)



## 承認第1号

### 臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和3年3月25日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

#### 1 臨時に代理した理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、次の案件について市長からの意見を求められたが、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、臨時に代理したものである。

#### 2 臨時代理の内容

国の第3次補正予算において新たに配分された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分に伴う、令和2年度能代市一般会計補正予算の教育委員会関係予算作成に同意することについて

#### 3 臨時代理年月日

令和3年3月18日

予算委員会文教民生分科会

令和3年3月定例会資料

議案第39号 令和2年度能代市一般会計補正予算(第16号)

# 令和2年度能代市一般会計補正予算（第16号）歳入内訳

(単位：千円)

款 項 目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	内 訳
14款 国庫支出金		326,256	310	326,566		
2項 国庫補助金		326,256	310	326,566		
6目 教育費国庫補助金	教育給務費補助金	326,256	310	326,566		
		114,118	310	114,428	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	国補正3号による充当事業への追加配分
		63,480	310	63,790		

令和2年度能代市一般会計補正予算（第16号）歳出内訳

(単位：千円)

10款 教育費

1項 教育総務費

目	区分	補正前の額	補正額	計	説	明
3 教育助成費	大学生等応援給付金給付事業費	178,427 66,074	0 0	178,427 66,074	○財源振替 国庫 一般財源	310 △310

議案第 5 号

能代市立小中学校通学区域に関する規則の一部改正について

能代市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 5 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

能代市立小中学校通学区域に関する規則（平成 1 8 年能代市教育委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表能代市立二ツ井小学校の項を次のように改める。

能代市立二ツ井小学校	二ツ井町麻生字〔全域〕、二ツ井町小繫字〔全域〕、二ツ井町荷上場字〔全域〕、二ツ井町加護山字〔全域〕、二ツ井町字〔全域〕、二ツ井町苺又石字〔全域〕、二ツ井町種字〔全域〕、二ツ井町梅内字〔全域〕、二ツ井町仁鮎字〔全域〕、二ツ井町小掛字〔全域〕、二ツ井町濁川字〔全域〕、二ツ井町田代字〔全域〕、二ツ井町切石字〔全域〕、二ツ井町駒形字〔全域〕、二ツ井町飛根字〔全域〕
------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地域自治区の設置期間終了後に二ツ井町の字の名称が変更になることに伴い、能代市立二ツ井小学校の通学区域の名称を整理しようとするものである。

○能代市立小中学校通学区域に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第14号）

新旧対照表

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
能代市立浅内小学校	<略>	能代市立浅内小学校	<略>
能代市立二ツ井小学校	二ツ井町〔全域〕	能代市立二ツ井小学校	二ツ井町麻生字〔全域〕、二ツ井町小繫字〔全域〕、二ツ井町荷上場字〔全域〕、二ツ井町加護山字〔全域〕、二ツ井町字〔全域〕、二ツ井町荻又石字〔全域〕、二ツ井町種字〔全域〕、二ツ井町梅内字〔全域〕、二ツ井町仁鮎字〔全域〕、二ツ井町小掛字〔全域〕、二ツ井町濁川字〔全域〕、二ツ井町田代字〔全域〕、二ツ井町切石字〔全域〕、二ツ井町駒形字〔全域〕、二ツ井町飛根字〔全域〕



## 議案第6号

### 能代市文化財保護条例施行規則の一部改正について

能代市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月25日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

#### 能代市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

能代市文化財保護条例施行規則（平成18年能代市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（市指定有形文化財等の指定の申出）」を付し、同条中「第4条第1項」の次に「、第22条第1項及び第30条第1項」を加え、「市指定文化財の指定を受けようとする者」を「市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財及び市指定史跡名勝天然記念物（以下「市指定有形文化財等」という。）の指定の申出をしようとする者（以下「申出者」という。）」に、「指定申請書」を「指定申出書」に、「申請するものとし、同条第2項による同意書（様式第2号）に添付するものとする」を「申出するものとする」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 条例第4条第2項の規定による同意は、同意書（様式第2号）により行うものとする。
- 3 申出者が所有者又は権原に基づく占有者である場合における当該申出者に係る条例第4条第2項の規定による同意については、指定申出書をもって同意書に代えるものとする。

第3条に見出しとして「（市指定有形文化財等の指定及び解除）」を付し、同条第1項中「第4条第1項」の次に「、第22条第1項及び第30条第1項」を加え、「市文化財」を「市指定有形文化財等」に、「保持者」を「権原に基づく占有者」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「市指定文化財」を「市指定有形文化財等」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「市指定文化財」を「市指定有形文化財等」に、「指定書再交付申請書（様式第6号）」を「指定書（認定書）再交付申請書（様式第4号）」に改め、同項を同条第3項とする。

第4条の見出しを「（市指定有形文化財等の届出事項）」に改め、同条第1項を次

のように改める。

条例第6条第3項（条例第25条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、管理責任者選任（解任）届（様式第5号）により行うものとする。

第4条第3項中「、復旧」を削り、同項を同条第7項とし、同条第2項中「による修理、復旧の届出には」を「（条例第25条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、修理届（様式第10号）によるものとし」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 条例第32条の規定による届出は、土地の所在地等異動届（様式第11号）により行うものとする。

第4条第1項の次に次の3項を加える。

2 条例第7条第1項（条例第25条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定による届出は所有者変更届（様式第6号）により行うものとし、条例第7条第2項（条例第25条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定による届出は所有者・管理責任者氏名（住所）変更届（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第8条（条例第25条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、滅失（損傷、紛失）届（様式第8号）により行うものとする。

4 条例第9条（条例第25条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、所在地変更届（様式第9号）により行うものとする。

第5条の見出しを「（市指定有形文化財等の管理等経費の補助申請）」に改め、同条第1項中「第10条」を「第10条第1項（条例第25条及び第33条において準用する場合を含む。）」に改め、「、復旧」を削り、「様式第14号」を「様式第12号」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 史跡、名勝又は天然記念物の管理等のための補助金の交付を受けようとする場合にあっては、管理等をしようとする地域の地番の分かる資料

第6条の見出しを「（市指定有形文化財等の現状変更）」に改め、同条第1項中「第12条」の次に「（条例第33条において準用する場合を含む。）」を加え、「市指定文化財」を「市指定有形文化財等（市指定有形民俗文化財を除く。）」に、「様式第15号」を「様式第13号」に改め、同項第4号及び同条第2項中「届出人」を「申請者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第24条の規定による届出は、指定有形民俗文化財現状変更届（様式第14号）により行うものとする。

第9条を第16条とし、第8条を第15条とし、第7条を第14条とし、第6条の次に次の7条を加える。

(市指定無形文化財の指定等の申出)

第7条 条例第16条第1項、第2項及び第5項の規定により、市指定無形文化財の指定及び当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体としての認定の申出をしようとする者は、無形文化財指定等申出書(様式第15号)により教育委員会に申出するものとする。

(市指定無形文化財の指定等及び解除)

第8条 条例第16条第1項、第2項及び第5項の規定による市指定無形文化財の指定及び当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定は、認定書(様式第16号)の交付をもって行う。

2 市指定無形文化財の指定及び当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定が解除されたときは、速やかに認定書を教育委員会に返還しなければならない。

3 認定書を亡失し、又は著しく破損したときは、指定書(認定書)再交付申請書により、教育委員会に対してその再交付を申請することができる。

(市指定無形文化財の保持者に関し届出を要する事由)

第9条 条例第18条の教育委員会規則で定める事由は、保持者が市指定無形文化財の保存に影響を与える程度の心身の故障を起こした場合とする。

(市指定無形文化財の届出事項)

第10条 条例第18条の規定による届出は、保持者又は保持団体異動届(様式第17号)、保持者の心身の故障届(様式第18号)又は保持者死亡(保持団体解散)届(様式第19号)により行うものとする。

(市指定無形文化財の保存経費の補助申請)

第11条 条例第19条第1項に規定する保存のための補助金の交付を受けようとする者は、能代市補助金等の交付に関する規則(平成18年能代市規則第45号)の例により申請するものとする。

(市指定無形民俗文化財の指定の申出)

第12条 条例第22条第1項の規定により、市指定無形民俗文化財の指定の申出をしようとする者は、無形民俗文化財指定申出書(様式第20号)により教育委員会に申出するものとする。

(市指定無形民俗文化財等の保存経費等の補助申請)

第13条 条例第26条第1項及び第29条第1項に規定する市指定無形民俗文化財の保存又は市指定無形民俗文化財以外の市の区域内に存する無形の文化財の公開若しくはその記録の作成、保存若しくは公開のための補助金の交付を受けようとする者は、能代市補助金等の交付に関する規則の例により申請するものとする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

指 定 申 出 書

- 1 文化財の種別
- 2 文化財の名称
- 3 文化財の員数
- 4 文化財の所在地又は区域
- 5 所有者の氏名及び住所
- 6 占有者又は管理責任者の氏名及び住所
- 7 構造及び形状等
- 8 申出の理由（由緒・沿革等）
- 9 その他参考となるべき事項
- 10 添付書類  現状を示す写真  
 文 献  
 平面図、側面図、正面図  
 区域に関する地籍調書  
 その他

上記について、能代市指定文化財（有形文化財、有形民俗文化財、史跡・名勝、天然記念物）の指定を申し出ます。

年 月 日

申出者 住 所  
氏 名

能代市教育委員会 様

様式第2号（第2条関係）

同意書

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 文化財の所在地又は区域

私の所有（占有）する上記の文化財を能代市指定文化財（有形文化財、有形民俗文化財、史跡・名勝、天然記念物）に指定することに同意します。

年 月 日

住 所  
氏 名

能代市教育委員会 様

様式第3号（第3条関係）

（表）

記号及び番号

指 定 書

名 称

（員数）

（当該文化財の特徴を示す事項）

上記を能代市指定（有形文化財、有形民俗文化財、史跡・名勝、天然記念物）に指定する。

年 月 日

能代市教育委員会 印

(裏)

所有者	所有者の住所	所在の場所	交付又は再交付の 年 月 日

所有者	所有者の住所	所在の場所	変更の 年 月 日

備考

- 1 次の場合は、指定書を届出書等と共に能代市教育委員会に提出してください。
  - (1) 所有者に変更があったとき
  - (2) 所有者の氏名、名称又は住所が変更したとき
  - (3) 文化財の場所を変更したとき
  - (4) 文化財が滅失し、又は亡失したとき
- 2 指定が解除されたときは、この指定書を返還してください。

様式第4号及び様式第5号を削る。

様式第6号中「指定書再交付申請書」を「指定書（認定書）再交付申請書」に改め、「市指定文化財」の次に「（有形文化財、有形民俗文化財、史跡・名勝、天然記念物）」を加え、「指定書の」を「指定書（認定書）の」に、「紛失（破損）の」を「亡失（破損）の」に、「指定書紛失（破損）」を「指定書（認定書）を亡失（破損）」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第7号を削る。

様式第8号中「代理者選任届」を「管理責任者選任（解任）届」に改め、「市指定文化財」の次に「（有形文化財、有形民俗文化財、史跡・名勝、天然記念物）」を加え、「代理者」を「管理責任者」に改め、「選任」の次に「（解任）」を加え、同様式を様式第5号とする。

様式第9号を削る。

様式第10号中「市指定文化財」の次に「（有形文化財、有形民俗文化財、史跡・名勝、天然記念物）」を加え、同様式を様式第6号とする。

様式第11号中「管理者氏名（住所）変更届」を「所有者・管理責任者氏名（住所）変更届」に改め、「市指定文化財」の次に「（有形文化財、有形民俗文化財、史跡・名勝、天然記念物）」を加え、「管理者」を「所有者（管理責任者）」に改め、同様式を様式第7号とし、同様式の次に次の1様式を加える。



様式第8号（第4条関係）

滅失（損傷、亡失）届

- 1 市指定文化財（有形文化財、有形民俗文化財、史跡・名勝、天然記念物）の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 滅失（損傷、亡失）発見年月日
- 4 滅失（損傷、亡失）の状況及び発見後の処置
- 5 今後の処理に対する希望
- 6 その他参考となる事項

以上のとおり滅失（損傷、亡失）しましたのでお届けします。

年 月 日

所有者 住 所  
氏 名

能代市教育委員会 様

様式第12号中「市指定文化財」の次に「(有形文化財、有形民俗文化財)」を加え、同様式を様式第9号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第10号（第4条関係）

修 理 届

- 1 市指定文化財（有形文化財、有形民俗文化財、史跡・名勝、天然記念物）の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 修理を要する理由
- 4 修理の着手及び終了の予定年月日
- 5 修理施行者の住所及び氏名
- 6 修理の場所

以上のとおり私の所有する能代市指定文化財を修理したいのでお届けします。

年 月 日

所有者 住 所  
氏 名

能代市教育委員会 様

様式第11号（第4条関係）

土地の所在地等異動届

- 1 指定史跡名勝天然記念物の名称
- 2 指定書の記号番号
- 3 所有者の氏名及び住所
- 4 異動前の土地の所在、地番、地目又は地籍
- 5 異動後の土地の所在、地番、地目又は地籍
- 6 異動の理由
- 7 その他参考となる事項

以上のとおり土地の所在地等が異動となりましたのでお届けします。

年 月 日

届出者 氏名  
住所

能代市教育委員会 様

備考

地番、地目又は地籍の異動が分筆による場合は、当該土地に係る土地台帳の謄本及び登記所に備えられた地図の写本を添付すること。

様式第12号（第5条関係）

経費補助申請書

- 1 市指定文化財（有形文化財、有形民俗文化財、史跡・名勝、天然記念物）の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 所有者（占有者・管理責任者）の住所及び氏名
- 4 現 状
- 5 申請の理由
- 6 所要経費及び補助希望額
- 7 工事内容の概要
- 8 施行者の住所及び氏名
- 9 施行の予定期間
- 10 その他参考となる事項

以上のとおり能代市指定文化財の管理（修理）に要する経費の補助を申請します。

年 月 日

所有者（占有者・管理責任者） 氏名  
住所

能代市長 様

様式第13号から様式第15号までを次のように改める。

様式第13号（第6条関係）

現 状 変 更 申 請 書

- 1 市指定文化財（有形文化財、有形民俗文化財、史跡・名勝、天然記念物）の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 所有者（占有者・管理責任者）の住所及び氏名
- 4 現状変更を必要とする理由
- 5 現状変更の内容及び方法
- 6 施行の予定期間
- 7 施行予定者の住所及び氏名
- 8 現状変更に必要な経費
- 9 その他参考となる事項

以上のとおり能代市指定有形民俗文化財の現状を変更したいので申請します。

年 月 日

氏名  
住所

能代市教育委員会 様

様式第14号（第6条関係）

指定有形民俗文化財現状変更届

- 1 指定有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 所有者（占有者、管理責任者）の住所及び氏名
- 4 現状変更を必要とする理由
- 5 現状変更の内容及び方法
- 6 現状変更の予定期間
- 7 現状変更の施行者の住所及び氏名
- 8 その他参考となるべき事項

以上のとおり能代市指定有形民俗文化財の現状を変更したいのでお届けします。

年 月 日

届出者 氏名  
住所

能代市教育委員会 様



様式第15号（第7条関係）

無形文化財指定等申出書

- 1 名称
- 2 保持者氏名及び住所（保持団体名称及び事務所所在地）
- 3 保持者の芸名又は雅号、生年月日
- 4 無形文化財の内容
- 5 申出の理由（由緒及び沿革等）
- 6 その他参考となる事項

上記について、能代市指定無形文化財の指定及び能代市無形文化財保持者（保持団体）の認定を申し出ます。

年 月 日

申出者 住 所  
氏 名

能代市教育委員会 様

様式第15号の次に次の5様式を加える。

様式第16号（第8条関係）

（表）


記号及び番号

認 定 書

（保持者名又は保持団体名） 様

上記を能代市指定無形文化財の（保持者、保持団体）として認定します。

年 月 日

能代市教育委員会 

(裏)

保持者の住所又は保持団体の事務所の所在地	交付又は再交付の 年 月 日

氏名又は名称	住所又は所在地	変更の 年 月 日

備考

- 1 次の場合は、認定書を届出書等と共に能代市教育委員会に提出してください。
  - (1) 保持者氏名又は住所（保持団体名称又所在地）に変更があったとき
  - (2) 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散（消滅を含む。）したとき
- 2 指定又は認定が解除されたときは、この認定書を返還してください。

様式第17号（第10条関係）

保持者又は保持団体異動届

- 1 無形指定文化財の名称
- 2 認定書の記号番号
- 3 届出の種類   (    ) 氏名（名称）の変更  
                  (    ) 住所（所在地）の変更  
                  (    ) 保持団体の代表者の変更  
                  (    ) 保持団体の構成員の異動  
                  (    ) 保持団体の事務局の変更  
                  (    ) その他
- 4 異動の年月日
- 5 異動の内容   異動前  
                  異動後
- 6 異動の理由
- 7 その他参考となるべき事項

以上のお通り異動となりましたのでお届けします。

年    月    日

届出者 氏名  
          住所

能代市教育委員会 様

様式第18号（第10条関係）

保持者の心身の故障届

- 1 無形指定文化財の名称
- 2 認定書の記号番号
- 4 心身の故障が生じた年月日
- 5 心身の故障の状況及び程度
- 6 その他参考となるべき事項

以上のとおりお届けします。

年 月 日

届出者 氏名  
住所

能代市教育委員会 様

様式第19号（第10条関係）

保持者死亡（保持団体解散）届

- 1 無形指定文化財の名称
- 2 認定書の記号番号
- 3 届出の種類   （    ） 保持者の死亡  
                  （    ） 保持団体の解散  
                  （    ） 保持団体の消滅
- 4 死亡年月日又は解散年月日
- 5 保持団体の解散の理由
- 6 その他参考となるべき事項

以上のとおりお届けします。

年    月    日

届出者 氏名  
          住所

能代市教育委員会 様

様式第20号（第12条関係）

無形民俗文化財指定申出書

- 1 名称
- 2 保存団体の名称及び事務所の所在地
- 3 保存団体の代表氏名及び住所
- 4 文化財の内容
- 5 申出の理由（由緒及び沿革等）
- 6 その他参考となる事項

上記について、能代市指定無形民俗文化財の指定を申し出ます。

年 月 日

申出者 住 所  
氏 名

能代市教育委員会 様



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則の改正前の能代市文化財保護条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の能代市文化財保護条例施行規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

### 提案理由

指定文化財の届出事項等について、条文及び様式の整理を行うものである。

能代市文化財保護条例施行規則（平成18年教育委員会規則第40号）新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>&lt;前略&gt;</p> <p>（指定及び解除）</p> <p>第2条 条例第4条第1項の規定により、<u>市指定文化財の指定を受けようとする者は、指定申請書（様式第1号）により能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請するものとし、同条第2項による同意書（様式第2号）に添付するものとする。</u></p> <p>第3条 条例第4条第1項に規定する<u>市文化財</u>に指定したときは、指定書（様式第3号）を所有者又は<u>保持者</u>に交付する。</p> <p>2 条例第4条第4項及び第5条第2項に規定する指定又は解除の通知は、指定通知書（様式第4号）又は指定解除書（様式第5号）とする。</p> <p>3 <u>市指定文化財</u>の指定が解除されたときは、速やかに指定書を教育委員会に返還しなければならない。</p> <p>4 <u>市指定文化財</u>の指定書を亡失し、又は著しく破損したときは、<u>指定書再交付申請書（様式第6号）</u>により、教育委員会に対してその再交付を申請することができる。</p> <p>（届出事項）</p> <p>第4条 条例第8条の規定に該当する場合は、<u>様式第7号から様式第13号までによる書類を提出して行うものとする。</u></p>	<p>&lt;前略&gt;</p> <p>（市指定有形文化財等の指定の申出）</p> <p>第2条 条例第4条第1項、<u>第22条第1項及び第30条第1項</u>の規定により、<u>市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財及び市指定史跡名勝天然記念物（以下「市指定有形文化財等」という。）</u>の指定の申出をしようとする者（以下「申出者」という。）は、<u>指定申出書（様式第1号）</u>により能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に<u>申出するものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第4条第2項に規定する同意は、同意書（様式第2号）により行うものとする。</u></p> <p>3 <u>申出者が所有者又は権原に基づく占有者である場合における当該申出者に係る条例第4条第2項の規定による同意については、指定申出書をもって同意書に代えるものとする。</u></p> <p>（市指定有形文化財等の指定及び解除）</p> <p>第3条 条例第4条第1項、<u>第22条第1項及び第30条第1項</u>に規定する<u>市指定有形文化財等</u>に指定したときは、指定書（様式第3号）を所有者又は<u>権原に基づく占有者</u>に交付する。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>2 <u>市指定有形文化財等の指定が解除されたときは、速やかに指定書を教育委員会に返還しなければならない。</u></p> <p>3 <u>市指定有形文化財等の指定書を亡失し、又は著しく破損したときは、指定書（認定書）再交付申請書（様式第4号）</u>により、教育委員会に対してその再交付を申請することができる。</p> <p>（市指定有形文化財等の届出事項）</p> <p>第4条 <u>条例第6条第3項（条例第25条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、管理責任者選任（解任）届（様式第5号）により行うものとする。</u></p> <p>2 条例第7条第1項（条例第25条及び第33条において準用する場合を含む。）</p>

2 条例第13条による修理、復旧の届出には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 修理、復旧の設計、仕様書及び設計図
- (2) 修理、復旧に要する経費の予算書
- (3) 修理、復旧しようとする箇所の写真又は見取図、史跡、名勝、天然記念物にあっては地域の地番
- (4) 届出人が所有者以外であるときは、所有者の承諾書

3 前項による修理、復旧を完了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(経費の補助申請)

第5条 条例第10条に規定する管理又は修理、復旧（以下「管理等」という。）のための補助金の交付を受けようとする者は、経費補助申請書（様式第14号）に次の書類を添えて市長あてに提出しなければならない。

- (1) 管理等の設計仕様書及び設計図
- (2) 管理等に要する経費の予算書
- (3) 管理等をしようとする箇所の写真又は見取図

の規定による届出は所有者変更届（様式第6号）により行うものとし、条例第7条第2項（条例第25条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定による届出は所有者・管理責任者氏名（住所）変更届（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第8条（条例第25条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、滅失（損傷、紛失）届（様式第8号）により行うものとする。

4 条例第9条（条例第25条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、所在地変更届（様式第9号）により行うものとする。

5 条例第13条（条例第25条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、修理届（様式第10号）によるものとし、次の書類を添付しなければならない。

- (1) <同左>
- (2) <同左>
- (3) <同左>
- (4) <同左>

6 条例第32条の規定による届出は、土地の所在地等異動届（様式第11号）により行うものとする。

7 前項による修理を完了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(市指定有形文化財等の管理等経費の補助申請)

第5条 条例第10条第1項（条例第25条及び第33条において準用する場合を含む。）に規定する管理又は修理（以下「管理等」という。）のための補助金の交付を受けようとする者は、経費補助申請書（様式第12号）に次の書類を添えて市長あてに提出しなければならない。

- (1) 管理等の設計仕様書及び設計図
- (2) 管理等に要する経費の予算書
- (3) 管理等をしようとする箇所の写真又は見取図
- (4) 史跡、名勝又は天然記念物の管理

(4) 管理等にかかわる最近3箇年の収支決算書

2 前項の規定による書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長あてに届け出なければならない。

3 補助を受けた者は、管理等を完了したときは、次に掲げる書類を添えて速やかに市長あてに報告しなければならない。

(1) 経費の決算書

(2) 管理等の結果を示す写真又は見取図等

(現状変更)

第6条 条例第12条の規定による市指定文化財の現状を変更しようとするときは、原則として変更しようとする日の30日前までに、現状変更申請書(様式第15号)に次の書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 現状変更の設計仕様書及び設計図

(2) 現状変更に必要な経費の予算書

(3) 現状を変更しようとする箇所の写真又は見取図、史跡、名勝、天然記念物にあっては、変更しようとする地域の地番

(4) 届出人が所有者以外であるときは、所有者の承諾書

2 届出人は、現状変更を完了したときは、現状変更の結果を示す写真又は見取図を添えて、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

等のための補助金の交付を受けようとする場合にあっては、管理等をしようとする地域の地番の分かる資料

(5) 管理等にかかわる最近3箇年の収支決算書

2 (同左)

3 (同左)

(市指定有形文化財等の現状変更)

第6条 条例第12条(条例第33条において準用する場合を含む。)の規定による市指定有形文化財等(市指定有形民俗文化財を除く。)の現状を変更しようとするときは、原則として変更しようとする日の30日前までに、現状変更申請書(様式第13号)に次の書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) <同左>

(2) <同左>

(3) <同左>

(4) 申請者が所有者以外であるときは、所有者の承諾書

2 申請者は、現状変更を完了したときは、現状変更の結果を示す写真又は見取図を添えて、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

3 条例第24条に規定する届出は、指定有形民俗文化財現状変更届(様式第14号)により行うものとする。

(市指定無形文化財の指定等の申出)

第7条 条例第16条第1項、第2項及び第5項の規定により、市指定無形文化財の指定及び当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体としての認定の申出をしようとする者は、無形文化財指定等申出書(様式第15号)により教育委員会に申出するものとする。

(市指定無形文化財の指定等及び解除)

第8条 条例第16条第1項、第2項及び第5項の規定による市指定無形文化財の

指定及び当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定は、認定書（様式第16号）の交付をもって行う。

2 市指定無形文化財の指定及び当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定が解除されたときは、速やかに認定書を教育委員会に返還しなければならない。

3 認定書を亡失し、又は著しく破損したときは、指定書（認定書）再交付申請書により、教育委員会に対してその再交付を申請することができる。

（市指定無形文化財の保持者に関し届出を要する事由）

第9条 条例第18条の教育委員会規則で定める事由は、保持者が市指定無形文化財の保存に影響を与える程度の心身の故障を起こした場合とする。

（市指定無形文化財の届出事項）

第10条 条例第18条の規定による届出は、保持者又は保持団体異動届（様式第17号）、保持者の心身の故障届（様式第18号）又は保持者死亡（保持団体解散）届（様式第19号）により行うものとする。

（市指定無形文化財の保存経費の補助申請）

第11条 条例第19条第1項に規定する保存のための補助金の交付を受けようとする者は、能代市補助金等の交付に関する規則（平成18年能代市規則第45号）の例により申請するものとする。

（市指定無形民俗文化財の指定の申出）

第12条 条例第22条第1項の規定により、市指定無形民俗文化財の指定の申出をしようとする者は、無形民俗文化財指定申出書（様式第20号）により教育委員会に申出するものとする。

（市指定無形民俗文化財等の保存経費等の補助申請）

第13条 条例第26条第1項及び第29条第1項に規定する市指定無形民俗文化財の保存又は市指定無形民俗文化財以外の市の区域内に存する無形の文化財の公開若しくはその記録の作成、保存若しくは公開のための補助金の交付を受けようとする者は、能代市補助金等の交付に関する規則の例により申請するものとする。

(能代市文化財保護審議会)

第7条 <略>

(会長等)

第8条 <略>

(会議)

第9条 <略>

様式第1号 (第2条関係)

指定申請書

様式第2号 (第2条関係)

同意書

様式第3号 (第3条関係)

指定書

様式第4号 (第3条関係)

指定通知書

様式第5号 (第3条関係)

指定解除書

様式第6号 (第3条関係)

指定書再交付申請書

様式第7号 (第4条関係)

滅失(損傷、紛失)届

様式第8号 (第4条関係)

代理者選任届

様式第9号 (第4条関係)

代理者変更届

様式第10号 (第4条関係)

所有者変更届

様式第11号 (第4条関係)

管理者氏名(住所)変更届

様式第12号 (第4条関係)

所在地変更届

様式第13号 (第4条関係)

修理(復旧)届

様式第14号 (第5条関係)

経費補助申請書

様式第15号 (第6条関係)

現状変更申請書

(能代市文化財保護審議会)

第14条 <略>

(会長等)

第15条 <略>

(会議)

第16条 <略>

様式第1号 (第2条関係)

指定申出書

様式第2号 (第2条関係)

同意書

様式第3号 (第3条関係)

指定書

様式第4号 (第3条関係)

指定書(認定書)再交付申請書

様式第5号 (第4条関係)

管理責任者選任(解任)届

様式第6号 (第4条関係)

所有者変更届

様式第7号 (第4条関係)

所有者・管理責任者氏名(住所)変更届

様式第8号 (第4条関係)

滅失(損傷、亡失)届

様式第9号 (第4条関係)

所在地変更届

様式第10号 (第4条関係)

修理届

様式第11号 (第4条関係)

土地の所在地等異動届

様式第12号 (第5条関係)

経費補助申請書

様式第13号 (第6条関係)

現状変更申請書

様式第14号 (第6条関係)

指定有形民俗文化財現状変更届

様式第15号 (第7条関係)

無形文化財指定等申出書

様式第16号 (第8条関係)

認定書

様式第17号 (第10条関係)

保持者又は保持団体異動届

様式第18号 (第10条関係)

保持者の心身の故障届

様式第19号 (第10条関係)  
保持者死亡(保持団体解散)届  
様式第20号 (第12条関係)  
無形民俗文化財指定申出書

議案第7号

能代市地域学校協働活動推進員等設置要綱の一部改正について

能代市地域学校協働活動推進員等設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月25日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市地域学校協働活動推進員等設置要綱の一部を改正する告示

能代市地域学校協働活動推進員等設置要綱（令和2年能代市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「協働活動は次の各号に定める学校で実施し、各校に1名の」を「協働活動を実施するため、能代市立の各小・中学校（以下「学校」という。）に」に改め、同条第1号から第4号までを削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

全小・中学校で地域学校協働活動を実施することに伴い、所要の改正をしようとするものである。



能代市地域学校協働活動推進員等設置要綱（令和2年能代市教育委員会告示第11号）  
 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>&lt;略&gt;</p> <p>（設置）                      第2条 <u>協働活動は次の各号に定める学校で実施し、各校に1名の活動推進員を置くものとする。ただし、同一の活動推進員が複数の学校を担当することを妨げない。</u></p> <p><u>（1） 能代市立第五小学校</u>  <u>（2） 能代市立二ツ井小学校</u>  <u>（3） 能代市立能代東中学校</u>  <u>（4） 能代市立二ツ井中学校</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>&lt;略&gt;</p> <p>（設置）                      第2条 <u>協働活動を実施するため、能代市立の各小・中学校（以下「学校」という。）に活動推進員を置くものとする。ただし、同一の活動推進員が複数の学校を担当することを妨げない。</u></p> <p><u>（1）～（4）削除</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>

議案第8号

能代市文化財等寄贈寄託受入要綱の制定について

能代市文化財等寄贈寄託受入要綱を次のように定める。

令和3年3月25日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市文化財等寄贈寄託受入要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における文化財等（文化財、歴史資料及びその他資料をいい、刊行物、書籍その他不特定多数の者を対象に発行されるもの、写真撮影等を許可した場合における現像物等及びこれらに類する比較的軽易な資料を除く。以下同じ。）の寄贈及び寄託の受入等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込み)

第2条 文化財等を寄贈又は寄託しようとする者は、文化財等寄贈（寄託）申込書（様式第1号）により教育委員会に申し込むものとする。

(寄贈又は寄託の受入)

第3条 教育委員会は、前条の規定による申込みのあった文化財等について、教育委員会が別に定める能代市文化財等収集方針に基づき、当該文化財等の受入の可否を決定する。

2 教育委員会は、第1項の規定による申込みのあった文化財等について、鑑査及び評価の必要があると認める場合には、学識経験者等の意見を聴取することができる。この場合において、当該文化財等の引渡しを受けたときは、文化財等一時預り証（様式第2号）を交付するものとする。

(寄贈受入の手続き)

第4条 教育委員会は、寄贈の受入を決定した場合は、文化財等を寄贈した者（以下「寄贈者」という。）に寄贈文化財等受領書（様式第3号）に目録を添付して交付する。

2 教育委員会は、寄贈の受入を決定した場合は、寄贈者に感謝状及び記念品を贈呈できるものとする。

(寄託受入の手続き)

第5条 教育委員会は、寄託の受入を決定した場合は、文化財等を寄託した者（以下「寄託者」という。）と目録を添付した文化財等寄託契約書（様式第4号）を取り交わすものとする。

2 寄託期間は、5年以内とし、寄託者と協議の上決定する。

(寄託期間の延長)

第6条 教育委員会は、寄託期間が満了する1箇月前までに、寄託者に対し寄託期間の更新について通知しなければならない。

2 寄託者は、寄託期間の更新を希望する旨又は寄託した文化財等の返還を希望する旨を教育委員会に申し出るものとする。

3 寄託者が前項に規定する申出をしなかった場合、教育委員会は、前条第2項の規定に基づき決定された寄託期間と同一の期間をもって寄託期間を更新することができる。

(寄託文化財等の返還)

第7条 教育委員会は、寄託された文化財等（以下「寄託文化財等」という。）を返還しようとするときは、寄託文化財等返還通知書（様式第5号）により寄託者に通知するものとする。

2 教育委員会は、寄託者から寄託期間中において、寄託文化財等の一時返還の申出があった場合は、当該寄託者から寄託文化財等一時返還願（様式第6号）を提出させ、寄託文化財等一時返還同意書（様式第7号）を交付の上、返還することができる。

3 一時返還期間中の寄託文化財等の管理については、教育委員会は、その責めを負わないものとする。

(所有者等の変更)

第8条 寄託者は、寄託者の氏名若しくは住所の変更又は寄託文化財等の所有者の変更があったときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(寄託文化財等の運搬方法等)

第9条 教育委員会は、寄託文化財等の運搬方法、経費等に関することは、寄託者と協議の上、決定するものとする。

(寄託文化財等の管理)

第10条 教育委員会は、寄託文化財等を、教育委員会が所有する文化財等と同一の注意をもって取り扱うものとする。ただし、寄託文化財等の撮影、模写、模造等を行い、又は撮影し、若しくは模写したものを刊行する場合には、あらかじめ寄託者の同意を得なければならない。

2 教育委員会は、その責めに帰すべき事由に基づき寄託文化財等を亡失し、又は損

傷したときは、その賠償をするものとする。

3 教育委員会は、管理上修理が必要と認めたものについては、寄託者と協議の上、その経費の全部又は一部を負担することができる。

(損害賠償の免除)

第11条 教育委員会は、天災その他の不可抗力により寄託文化財等が損害を受けたときは、その損害を賠償しないものとする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、文化財等の寄贈及び寄託に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

文化財等寄贈（寄託）申込書

年 月 日

能代市教育委員会 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

次の文化財等を（ 寄贈 ・ 寄託 ）したいので、受入をお願いします。

1 文化財等名	
2 品質・形状	
3 寸 法	
4 数 量	
( ) 寄贈	<p>特約事項</p> <p>収集方針に基づく保存・非保存の決定は教育委員会に一任します。</p> <p>非保存資料等は（ 廃棄 ・ 返却 ）してください。</p>
( ) 寄託	<p>期間 年 月 日から 年 月 日まで</p>
備 考	

文化財等一時預り証

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

能代市教育委員会

調査のため、次の文化財等を一時預かります。

1 文化財等名	
2 品質・形状	
3 寸 法	
4 数 量	
5 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備 考

様式第3号（第4条関係）

寄贈文化財等受領書

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

能代市教育委員会

年 月 日 寄贈の申込みをされました次の文化財等を受領しました。

1 文化財等名	
2 品質・形状	
3 寸 法	
4 数 量	
5 特約事項	収集方針に基づく保存・非保存の決定は教育委員会が行い、 非保存資料等は（ 廃棄 ・ 返却 ）します。

備 考

様式第4号（第5条関係）

## 文化財等寄託契約書

\_\_\_\_\_（以下「寄託者」という。）と能代市教育委員会（以下「受託者」という。）とは、文化財等の寄託に関し、次のとおり契約する。

（目的）

第1条 受託者は、寄託者の所有する次の文化財等の寄託を受け、これを\_\_\_\_\_に保管する。

文化財等の名称 \_\_\_\_\_

点 数 \_\_\_\_\_点（別紙目録のとおり）

（寄託期間）

第2条 寄託の契約期間は\_\_\_\_\_年 月 日から\_\_\_\_\_年 月 日までとする。ただし、期間満了前までに寄託者による返還希望の申出がない場合は、期間の更新をしたものとみなす。

（保管管理）

第3条 受託者は、寄託文化財等を受託者所有の文化財等と同一の注意をもって保管するものとする。

2 受託者は、必要と認めるときは、寄託者との協議の上、寄託文化財等を補修することができる。

（寄託文化財等の利用）

第4条 受託者は、寄託文化財等の複写、複製物の作成及び出版について、下記の寄託者の同意に基づき、受託者所有の文化財等と同等に、受託者自身が利用し、又は受託者の承認により第三者に利用させることができる。

（寄託者）寄託文化財等の利用について \_\_\_\_\_ 同意する \_\_\_\_\_ 同意しない \_\_\_\_\_

（費用負担）

第5条 受託者は、寄託文化財等の通常の管理に必要な経費を負担するものとする。

（損害賠償の免除）

第6条 受託者は、寄託文化財等が天災地変その他不可抗力により損害を受けたときは、その責めを負わないものとする。

（協議）

第7条 この契約に定めのない事項については、寄託者と受託者が協議の上定めるものとする。

以上の契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日



寄託者	住 所	
	氏 名	印
受託者	秋田県能代市二ツ井町字上台 1 番地 1	
	能代市教育委員会 教育長	印

### 寄託文化財等返還通知書

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 様

能代市教育委員会

下記の寄託文化財等を返還します。

1 文化財等名	
2 品質・形状	
3 寸 法	
4 数 量	
5 返還予定 日 時	年 月 日 時 分

備 考

文化財等の引き渡しと同時に、文化財等寄託契約書は失効・破棄します。

寄託文化財等一時返還願

年 月 日

能代市教育委員会 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり寄託文化財等を一時返還してください。

1 文化財等名	
2 品質・形状	
3 寸 法	
4 数 量	
5 事 由	
6 一時返還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備 考

寄託文化財等一時返還同意書

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

能代市教育委員会

下記のとおり寄託文化財等を一時返還します。

1 文化財等名	
2 品質・形状	
3 寸 法	
4 数 量	
5 事 由	
6 一時返還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備 考

## 提案理由

文化財等の寄贈寄託受入に関し、必要な事項を定めようとするものである。

議案第9号

能代市学校医及び学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56条）第23条第3項の規定に基づき、能代市学校医及び学校薬剤師を次のように委嘱する。

令和3年3月25日提出

能代市教育委員会教育長 高橋誠也

能代市学校医名簿

委嘱年月日 令和3年4月1日

学校名	学校医名	備考
湊城西小学校	淡路利行	新任

能代市学校薬剤師名簿

委嘱年月日 令和3年4月1日

学校名	学校薬剤師名	備考
湊城西小学校	横山百合子	新任

提案理由

能代市学校医京吉紀及び能代市学校薬剤師高橋幸の退任に伴い、新たに委嘱しようとするものである。

議案第10号

能代市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定に基づき、能代市スポーツ推進委員を別紙のとおり委嘱する。

令和3年3月25日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

能代市スポーツ推進委員を新たに委嘱しようとするものである。

## 別紙

## 能代市スポーツ推進委員名簿

任期 令和3年4月 1日から

令和5年3月31日まで

No.	氏名	住所	備考
1	川尻美紀子	能代地区	再任
2	佐藤恵美子	二ツ井地区	再任
3	梶原芳一	能代地区	再任
4	菊池敏幸	二ツ井地区	再任
5	井上昇	能代地区	再任
6	佐藤一博	能代地区	再任
7	鈴木敬一	能代地区	再任
8	川尻和子	能代地区	再任
9	工藤達美	能代地区	再任
10	清水美記子	能代地区	再任
11	大塚久美子	能代地区	再任
12	安井加奈子	二ツ井地区	再任
13	大瀧賢一	能代地区	再任
14	丸橋多美子	能代地区	再任
15	川尻邦子	能代地区	再任
16	石井貢	能代地区	再任
17	桜田善仁	二ツ井地区	再任
18	鎌田裕美	能代地区	新任
19	大塚孝彦	能代地区	新任
20	鈴木絵里	能代地区	新任
21	大郷司有香	二ツ井地区	新任



議案第11号

令和3年度能代市学校教育指導の重点について

令和3年度能代市学校教育指導の重点を別紙のとおり定める。

令和3年3月25日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

令和3年度能代市学校教育指導の重点を新たに定めようとするものである。

議案第12号

能代市文化財等収集方針（案）について

能代市文化財等収集方針（案）を別紙のとおり定める。

令和3年3月25日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

文化財、歴史資料及びその他資料の収集について、郷土文化の理解の深化と後世へ引き継ぐことを目的として実施するよう、必要な事項を定めようとするものである。

## 能代市文化財等収集方針（案）

### 1 目的

能代市における文化財、歴史資料及びその他資料（以下「文化財等」という。）の収集は、郷土文化の理解の深化と後世へ引き継ぐことを目的に実施するものとする。

### 2 分野別収集方針

基本的には原物、原史料とするが、必要に応じて文献、図像、画像、映像、音声、その他複製等を含めるものとする。

#### （1）考古分野

- ア 能代市域から出土した考古遺物
- イ 他地域の出土品であっても、能代市域で生産されたことが明らかなもの
- ウ 遺跡を構成する遺構のうち、研究・展示に資するもの

#### （2）歴史分野 古文書類は一括収集を基本とする

- ア 檜山安東氏以前に関する歴史資料
- イ 檜山安東氏に関する歴史資料
- ウ 所預多賀谷氏及びその支配に関する歴史資料
- エ 能代奉行に関する歴史資料及び下代家の私家文書
- オ 能代市域の町方文書（檜山町・能代町）、地方文書、寺社方文書
- カ 能代市を特徴づける産業又は文化の歴史資料
  - 産業：林政（木山方）、林業、加護山精錬所
  - 文化：武家文化、町方文化
- キ 開拓・開発に関する歴史資料
- ク 能代湊又は羽州街道宿場町等に関する歴史資料、物資の流通に関する歴史資料
- ケ 飛砂被害及び能代海岸砂防林造成に関する歴史資料
- コ 能代市域の災害関連資料

#### （3）民俗分野

- ア 能代市域の民俗芸能用具及び儀礼・祭事・信仰に関する資料
- イ 民俗事象を表す写真・映像・音源等の資料
- ウ 海運及び米代川の舟運にかかる民俗文化資料

- エ 羽州街道宿場町にかかる民俗文化資料
- オ 周知に能代市を特徴づける産業又は文化の民俗資料のうち、教育普及事業等で活用可能なもの
- カ 地域的な特色を表す衣・食・住の民俗資料のうち、教育普及事業等で活用可能なもの

(4) 美術工芸分野

- ア 檜山安東氏・多賀谷氏の武家文化にかかる美術工芸
- イ 能代市域の寺社にかかる美術工芸のうち寺社で管理不能となったもの
- ウ 海運や羽州街道の交易・交流によりもたらされた美術工芸のうち、他地域と比較研究できるもの
- エ 能代市ゆかりの作家の優れた作品

(5) その他

能代市の郷土文化の理解のために必要と判断したもの

3 収集にあたっての留意事項

既に収集している資料と同種及び同等未満の資料は収集しない。ただし、下記は除く。

- ① 資料の劣化を防止するために同種の資料を備える必要がある場合
- ② 資料研究のため系統的に収集する必要がある場合
- ③ コレクションを構成する資料の一部で、当該資料を外して収集することが困難な場合
- ④ その他特に必要と認める場合

4 収集組織

具体的収集にあたって、鑑査及び評価の必要があると認める場合には、文化財保護審議会及び学識経験者等の意見を聴取することができる。

5 整理・記録・保管

- (1) 収集の際は、原蔵者の収蔵状況（原秩序や来歴など）や希望する公開の範囲等を詳細に確認する。
- (2) 目録化は原則電子記録によるものとし、収蔵及び保存管理上の記録とあわせて総合的に管理する。

## 6 施行期日

この方針は、令和3年4月1日から施行する。



報告第1号

令和3年度代市社会教育施設等運営方針について

令和3年度能代市社会教育施設等運営方針を別紙のとおり定めたので報告する。

令和3年3月25日提出

能代市教育委員会教育長 高橋誠也

# 令和3年度能代市公民館運営方針

## 1 基本方針

公民館は、社会教育の拠点施設として機能の充実を図り、各種の講座を企画・運営し、少子高齢化や価値観の多様化に対応した学びの機会の提供に努めるとともに、活力ある地域づくりのために、市民が主体となる学習活動を支援し、人々が気軽に集い、学べる場の提供に努める。

## 2 重点目標

- (1) さまざまな世代に対し、生活や地域における課題やニーズに応じた多様な学びの機会を提供する。
- (2) 自主学習グループ等をはじめとした市民の自主的な活動を支援し、学びの成果の発表及び交流の場の確保・提供に努めるとともに、地域活動への参画を促す。
- (3) 学校・家庭・地域が連携し、次世代を育む地域づくりのための学びの機会を提供する。
- (4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。



# 令和3年度 能代市文化会館運営方針

## 1 基本方針

文化会館は、市民の文化芸術の振興と福祉の増進を図るため、様々な分野の事業や文化行事を企画し、市民に優れた文化芸術の鑑賞機会を提供する。

また、各種催物に広く開放し、市民の自主的な文化芸術活動の奨励に努め、地域の活力を育む文化の拠点として運営する。

## 2 重点目標

- (1) 主催事業及び共催事業の実施により、優れた文化芸術の鑑賞機会の提供に積極的に取り組む。
- (2) 市民参加型事業等の実施により、地域の文化芸術の振興に努める。
- (3) 情報化に対応した広報活動により、市民の文化芸術への興味・関心を喚起するとともに、施設の利用促進を図る。
- (4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。

令和3年度能代市文化会館運営方針 新旧対照表

2年度運営方針（旧）	3年度運営方針（新）
<p>1 基本方針</p> <p>文化会館は、市民の文化芸術の振興と福祉の増進を図るため、様々な分野の事業や文化行事を企画し、市民に優れた文化芸術の鑑賞機会を提供する。</p> <p>また、各種催物に広く開放し、市民の自主的な文化芸術活動の奨励に努め、地域の活力を育む文化の拠点として運営する。</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) 主催事業及び共催事業の実施により、優れた文化芸術の鑑賞機会の提供に積極的に取り組む。</p> <p>(2) 市民参加型事業等の実施により、地域の文化芸術の振興に努める。</p> <p>(3) <u>開館40周年等の機会をとらえた広報活動に努め</u>、市民の文化芸術への興味・関心を喚起するとともに、施設の利用促進を図る。</p> <p>(4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。</p>	<p>1 基本方針</p> <p>※変更なし</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) ※変更なし</p> <p>(2) ※変更なし</p> <p>(3) <u>情報化に対応した広報活動により</u>、市民の文化芸術への興味・関心を喚起するとともに、施設の利用促進を図る。</p> <p>(4) ※変更なし</p>

# 令和3年度能代市勤労青少年ホーム運営方針

## 1 基本方針

勤労青少年ホームは、勤労青少年が自信と意欲を持ち、自立的な職業生活の実現を目指すとともに、その自主性や創造性を培う場として、スポーツ、文化等のサークル活動を支援し、あわせて多様な学びの機会を提供する。

## 2 重点目標

- (1) 勤労青少年の自主的な活動を促進するため、グループ・サークル活動等の支援に努めるとともに、地域づくり等への参画を支援する。
- (2) 勤労青少年の活動の場と学びの機会を提供し、利用の拡大と交流の促進に努める。
- (3) 生涯学習関連施設として、広く市民に学びの場を提供し、生涯学習の推進を図る。
- (4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。

# 令和3年度能代市働く婦人の家運営方針

## 1 基本方針

働く婦人の家は、女性が社会へ積極的に参加できるよう活動の場を提供するとともに、その活動を支援する。

男女が共に持てる力を十分発揮できる男女共同参画社会を目指し、家庭・地域・仕事等生活を支援する講座をはじめ、女性の学習活動意欲を高める機会の提供に努める。

## 2 重点目標

(1) 家庭・地域・仕事等の生活に役立つ講座の開設に努める。

(2) 利用グループの育成と利用グループ連絡協議会への支援に努める。

(3) 生涯学習関連施設として、広く市民に学びの場を提供し、生涯学習の推進を図る。

(4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。

# 令和3年度能代市立図書館運営方針

## 1 基本方針

市立図書館は、市民の学習要求に応えるため、必要な資料を広く収集・整理・提供する。また、生涯にわたる学びや生活に役立ち、利用しやすい情報の拠点となるよう努める。

さらに、読書活動を推進するため、家庭や地域、学校等との連携を図るとともに、各種事業を展開する。

## 2 重点目標

- (1) 特色ある蔵書づくり（健康、木、宇宙、郷土）を推進する。
- (2) 他の公共図書館や図書館ボランティア等とも連携を図り、多様な学びの機会を提供するとともに、サービスの充実に努める。
- (3) 子どもの読書活動を推進するため、家庭や地域、学校等との連携を図り、子どもが気軽に読書に親しむための各種活動や児童図書の充実に努める。
- (4) 能代図書館・二ツ井図書館の連携を深めるとともに、指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図りながら、施設の環境整備に努める。

# 令和3年度能代市子ども館運営方針

## 1 基本方針

子ども館は、子どもの科学知識の普及を図るため、プラネタリウムやロケット・衛星模型、地域の動植物等の展示物を活用するとともに、各種事業を実施することにより、宇宙や科学、地域の自然環境等に対する関心や理解を深め、遊びや体験活動を通して心豊かな子どもの育成に努める。

また、学校や各種団体、各機関との連携を深めながら、子どもたちはもとより、家族や地域の人たちが広く参加し、夢や希望をもって楽しく科学を学べる施設づくりに努める。

## 2 重点目標

- (1) 科学に関連した講座や体験活動を通して子どもたちの科学に対する興味・関心を高めるとともに、遊びや学びの中で、人との関わりができる環境づくりに努める。
- (2) 認定こども園・保育所、学校、諸団体、関係機関との連携を密にし、理科教育の拠点施設として、機能の充実を図り、活用促進に努める。
- (3) プラネタリウムや宇宙関連の展示物の活用を工夫するとともに、JAXA（宇宙航空研究開発機構）や能代ロケット実験場等との連携を図り、子どもと大人がともに学び合える事業や講座の充実に努める。
- (4) 愛称「サイエンスパーク」を活用して広報活動を積極的に推進し、利用の拡大に努める。
- (5) 利用者へのサービス向上を図るとともに、安全・安心な施設の環境整備に努める。

令和3年度能代市子ども館運営方針 新旧対照表

令和2年度運営方針（旧）	令和3年度運営方針（新）
<p>1 基本方針</p> <p>子ども館は、子どもの科学知識の普及を図るため、プラネタリウムやロケット・衛星模型、地域の動植物等の展示物を活用した各種事業により科学や地域の自然環境等に対する関心や理解を深め、遊びや体験活動を通して心豊かな子どもの育成に努める。</p> <p>また、学校や各種団体、各機関との連携を深めながら、子どもたちはもとより、家族や地域の人たちが広く参加し、夢や希望をもって楽しく科学を学べる施設づくりに努める。</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) 科学に関連した講座や体験活動を通して子どもたちの科学に対する興味・関心を高めるとともに、遊びや学びの中で、人との関わりができる環境づくりに努める。</p> <p>(2) 認定こども園・保育所、学校、諸団体、関係機関との連携を密にし、理科教育の拠点施設として、機能の充実を図り、活用促進に努める。</p> <p>(3) プラネタリウムや宇宙関連の展示物の活用を工夫するとともに、JAXA（宇宙航空研究開発機</p>	<p>1 基本方針</p> <p>子ども館は、子どもの科学知識の普及を図るため、プラネタリウムやロケット・衛星模型、地域の動植物等の展示物を活用するとともに、<u>各種事業を実施することにより、宇宙や科学、地域の自然環境</u>等に対する関心や理解を深め、遊びや体験活動を通して心豊かな子どもの育成に努める。</p> <p>また、学校や各種団体、各機関との連携を深めながら、子どもたちはもとより、家族や地域の人たちが広く参加し、夢や希望をもって楽しく科学を学べる施設づくりに努める。</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) 科学に関連した講座や体験活動を通して子どもたちの科学に対する興味・関心を高めるとともに、遊びや学びの中で、人との関わりができる環境づくりに努める。</p> <p>(2) 認定こども園・保育所、学校、諸団体、関係機関との連携を密にし、理科教育の拠点施設として、機能の充実を図り、活用促進に努める。</p> <p>(3) プラネタリウムや宇宙関連の展示物の活用を工夫するとともに、JAXA（宇宙航空研究開発機</p>

<p>構)や能代ロケット実験場等との連携を図り、子どもと大人がともに学び合える事業や講座の充実に努める。</p> <p>(4) 愛称「サイエンスパーク」を活用して広報活動を積極的に推進し、利用の拡大に努める。</p> <p>(5) 利用者へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。</p>	<p>構)や能代ロケット実験場等との連携を図り、子どもと大人がともに学び合える事業や講座の充実に努める。</p> <p>(4) 愛称「サイエンスパーク」を活用して広報活動を積極的に推進し、利用の拡大に努める。</p> <p>(5) 利用者へのサービス向上を図るとともに、<u>安全・安心な施設</u>の環境整備に努める。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------